

税データからみるひとり親の所得向上

豊中市財務部 市民税課

竹 中 匡 人

豊中市財務部 税務管理課

酒 井 捺 美

1. はじめに
2. 豊中市のひとり親の現状と課題
3. ひとり親家庭支援制度
4. ひとり親家庭支援制度の利用状況と所得増大効果
5. ひとり親家庭支援事業拡大による費用対効果
6. おわりに
7. 教育データと所得の相関関係（補論）

1. はじめに

我が国では、2016年における官民データ活用推進基本法の成立をはじめとした、データの利活用を行うにあたっての環境整備¹⁾が進められている。国においては、同法を受けて基本方針が制定され²⁾、それに基づき各府省庁の保有情報をオープンデータとして公開するための取組みが進められている。

一方、民間企業の半数超が顧客の基本情報等のパーソナルデータを「活用できている」と国の調査に回答している³⁾。行政のいうオープンデータとここでいうパーソナルデータが同一のものとは言い切れないものの、これらの流れを考えると、官民を問わず保有するデータを活用しようという取組みが進んできているといえよう。

筆者らが所属する大阪府豊中市も同様で、保有情報を活用しようとして試みている。そして、豊中市のように住民の基礎自治体にあたる市町村が保有する情報は、世帯や個人の基礎的なものをはじめ、福祉や教育関連等、多岐にわたっており、そのどれもが貴重な情報であり、様々な

分野での利活用が想定される。よって、筆者ら地方自治体職員は当該市町村に在住する住民の個人情報参照できる立場であり、当該情報を分析することによって得られた結果が市町村の枠にとらわれることのない社会的課題を解決するための糸口となることをめざしていくべきであると筆者らは考える。

そこで、最終的に有益性の高い分析結果を得るためには、市町村の各所管部局が保有している様々な情報を集約し紐づけすることが必要であるものの、これらには数多くの個人情報が含まれており、各所管部局から提供を受けるためには法律上の制限がある⁴⁾。しかしながら、一定の条件下⁵⁾であれば、手続きを行うことで提供を受けることが可能となり、市町村内部での情報集約にはそこまで高い障壁はない。

一方、課題となるのが税に関する情報である。これらには住民の所得情報が含まれており、市町村内部において提供を要望する部局も多い。これは様々な対象者の所得情報と保有する他の行政情報を紐づけることで、今後の施策や制度の展開に活かせると考えるからである。しかし、法律上の制約があり、他の行政情報と比較しても厳しい守秘義務が課せられている⁶⁾ことから、原則として税情報は行政職員の中でも税務担当の職員のみしか取り扱えない情報となっている。このような状況を踏まえると、貴重な税情報を活用するにあたり、税務担当である筆者らが主体となって分析を進めていくべきと考えるに至った。

そこで、分析の目的である社会的課題の解決に向けて、様々な課題のうち何に焦点を当てるかを検討するにあたり、住民の福祉の増進を図るという地方自治体の基本原則⁷⁾に立ち返り、諸事情を抱え支援を必要としている住民の課題解決を目的とするべきと筆者らは考える。そして、支援を必要としている人の多くは経済的な課題を抱えていることから、支援制度の多くは経済的自立に繋がることを目的としたものとなっており、直接的な効果が見込まれる就労支援や間接的な支援制度である保育施設による延長保育など多岐にわたっている。これらの支援に対する効果は、最終的に利用者がどれ程所得向上したかによって測られるものであり、効果測定にあたり税情報すなわち所得情報の活用は必須であると考えられる。

このような考え方のもと、対象とする社会的課題を決めていくのであるが、経済的自立という観点から、数ある経済的な指標の一つである相対的貧困率⁸⁾を見てみると、同率が15.4%⁹⁾と依然として高水準であることから、上述のとおり経済的課題を抱えている人が多く存在することが伺える。その中においても、大人が1人で子どもがいる現役世帯、すなわちひとり親世帯に限ると同率は44.5%⁹⁾であり、半数近くのひとり親世帯が貧困状態で生活を余儀なくされている現実を重く受け止めなければならない。また、別の調査において収入が一般世帯と比較してひとり親世帯の方が相対的に低い¹⁰⁾という結果も併せて出ており、社会的に大きな課題で

あると言えよう。

一方、学校進学率などの指標により一般世帯とひとり親世帯の子どもとの間に教育格差が生じているという興味深い結果も出ており¹¹⁾、この差が生じる要因を一つに絞ることは難しいが、経済的な事情が影響していることは容易に想像できる。よって、ひとり親の所得は子どもの教育環境、ひいては子どもの将来に影響を及ぼしていくような負の連鎖を引き起こしていることを看過できず、この状況を改善するためにひとり親の所得向上が必要であると筆者らは考える。

最後に、ひとり親は現役世代が多数を占めることから、所得を増やす潜在能力は大きく、それに伴う税収の増加により市町村の財政面において相乗効果が期待できる側面もある。以上のことから、対象となる社会的課題をひとり親の経済的自立とした。

本論文の構成を簡単に紹介すると、次章においては豊中市に在住するひとり親とその世帯に関する状況を整理し、次いで対象者の所得に関する整理を行った。この中では、対象者がひとり親となる前後の所得の変化も見ているが、これなどは税に関する情報（住民税課税データ）を活用した分析だからこそできることではないかと考える。そして第3章ではひとり親家庭支援制度の現状について、国、豊中市の順で概括的に紹介し、続く第4章においてこれらの制度の利用状況と所得の関係について分析を行った。さらに第5章では重回帰分析を使い、支援制度の所得効果を検証するとともに、支援制度の運営費用と税収の関係の測定を試みた。第6章は以上の内容をまとめた結びとなっている。なお、本研究の過程では豊中市教育委員会が行っている就学援助制度の利用と所得の関係についても分析を試みており、第7章で補論として触れている。

2. 豊中市のひとり親の現状と課題

豊中市のひとり親がおかれている現状とその課題を分析する。

分析を行うにあたり使用したデータは、豊中市の保有する住民税課税データ、住民記録データおよび児童扶養手当申請データである。住民税課税データとは、住民税の課税額を算定するにあたり収集した住民の所得データであり、このデータを所得の分析に使用する。住民記録データは、豊中市に住民票がある人の氏名・住所・生年月日等の基礎データである。世帯ごとに管理されているため、親子の年齢を知ることができる。さらに、ひとり親の状況を把握するために、児童扶養手当の申請データを使用した。児童扶養手当とは児童扶養手当法に基づき、離婚や死別等の事情によって児童を養育するひとり親等に対して支給される手当であり、この申請

データからひとり親自身の置かれた現況を知ることができる。これらの3つのデータを組み合わせ、ひとり親の現状と課題を分析した。

各データの紐づけ方法について説明しておく。住民税課税データと住民記録データの紐づけは、内部で保持している管理番号に基づいて紐づけを行った。一方、児童扶養手当申請データには管理番号がないため、カナ氏名と生年月日¹²⁾が一致する人を同一人物とみなして紐づけを行った。以降、住民税課税データ、住民記録データおよび児童扶養手当申請データを紐づけたデータをもとに、豊中市のひとり親の現状と課題を分析した。

分析対象

分析対象者は、2022年度に児童扶養手当を申請した人のうち、はじめて申請を行った年が2018年度以降である、かつ、2017年と2022年に住民税課税データが存在するひとり親（以下、「分析対象者」とする）とした。なお、この分析に使用した住民税課税データは、2023年11月6日時点のデータである。

2022年度に児童扶養手当を申請した人を対象者とした理由は、分析を実施した2023年11月時点で取得可能な最新データが2022年度の申請データであったためである。分析時点では申請時から1年経過しているが、豊中市に在住しており再婚もしていないひとり親である可能性が高いと考えた。また、2018年度以降に児童扶養手当をはじめて申請した人に限定した理由として、その前年度にあたる2017年度においては婚姻状態であったことが推測でき、2017年と2022年の所得を比較することで、ひとり親になる前後の所得を比較できると考えたためである。

以下、まず2023年の最新データからひとり親の状況を分析し、その後2017年と2022年のデータを比較することでひとり親の所得面から見た課題を分析する。

2.1 ひとり親の現状

まず、豊中市に在住するひとり親の現状を分析した。

分析対象者は男女あわせて514人であった。豊中市におけるひとり親の人数は、総務省統計局の最新数値によると女性4405人、男性306人のあわせて4711人（2020年度¹³⁾）であり、分析対象者は全体の約11%にあたる。全体から見ると分析対象者が少なく感じるが、上記のように児童扶養手当受給対象となる一定基準以下の所得の人であり、かつ2018年度以降にはじめて当該手当を申請した人という一定の条件設定をしているためである。また、参考までに2023年1月1日時点の豊中市全体の推計人口は399793人（女性：211966人、男性：187827人¹⁴⁾）であり、分析対象者の割合は0.13%となっている。

税データからみるひとり親の所得向上

分析対象者514人の男女比は、女性470人、男性44人であり、女性が約91%を占める。豊中市民全体の男女比は女性が約53%、男性が約47%であることから、児童扶養手当の受給対象基準以下の所得しか得られていないひとり親は人口全体傾向と比較しても女性の割合が高いことが伺える。

男女で傾向が大きく異なることから、以降は男女に分けて分析対象者の傾向を述べる。ただし、上記のとおり女性に比べて男性はその1割未満しか対象者がおらず、サンプル数が少ないことについては留意する必要がある。また、結果におけるパーセンテージ値は全て小数点以下を四捨五入している。この節における分布はすべて2023年11月6日時点のものである。

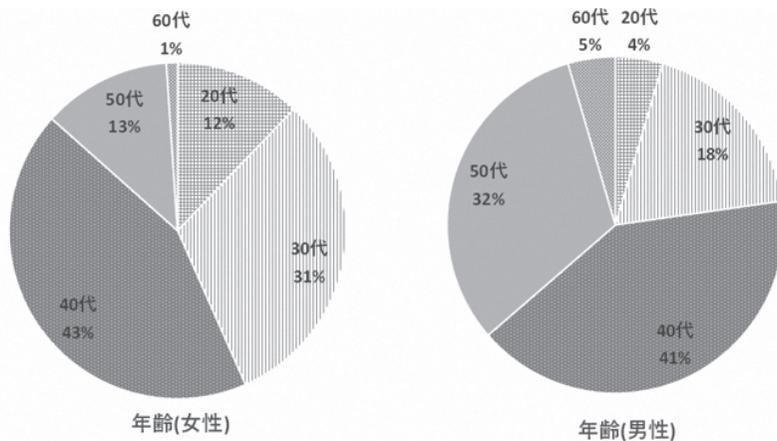


図1 ひとり親の年齢分布

図1はひとり親の年齢分布を性別ごとに示した図である。20代から30代は女性が43%に対し、男性は22%である。一方、50代から60代は女性が14%に対し、男性が37%である。以上のことから、女性は20代から30代の比較的若年層が多いことに対し、男性は50代から60代の高齢層が多いことが伺える。また、40代が女性は43%、男性が41%であり、全体の一定割合を占めていることがわかった。

次に、子どもの人数について、複数人の子どもを持つひとり親の割合は女性50%、男性43%であり、若干女性の方が多い傾向が見えたが、特筆すべき傾向は見られなかった。

続いて、次ページ図2で家庭内での一番上にあたる子ども（以下、「長子」とする）の年齢をみると、0歳から4歳の長子を持つひとり親の割合は女性が12%に対し、男性は5%であった。また、15歳から18歳の長子を持つ割合は女性37%に対し、男性は52%であったことから、女性は幼年期の長子を持つ割合が高く、男性は15歳以上の長子を持つ割合が高いことがわかった。

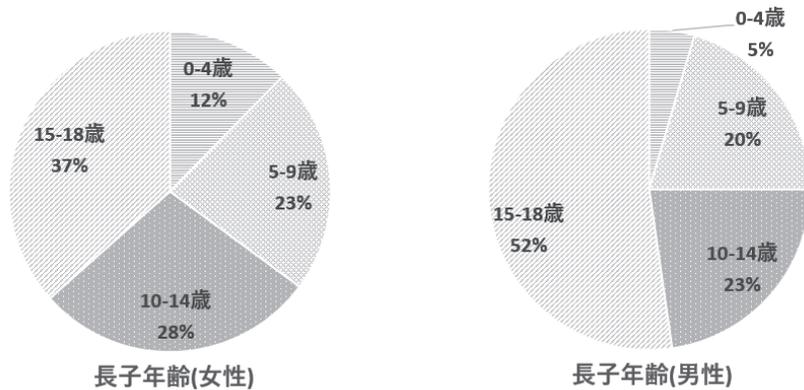


図2 ひとり親の長子年齢分布

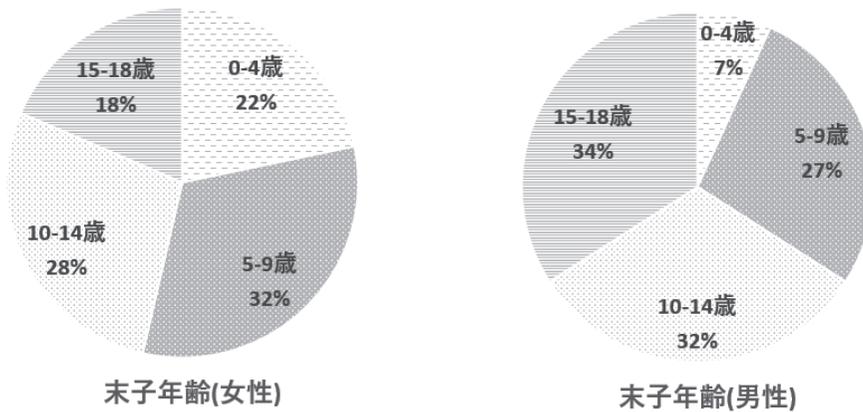


図3 ひとり親の末子年齢分布

一方、家庭内の一番下にあたる子ども（以下、「末子」とする）の年齢を図3で見ると、0歳から4歳の末子を持つひとり親の割合は女性が22%に対し、男性は7%であった。また、15歳から18歳の末子を持つ割合は女性18%に対し、男性は34%であったことから、女性は幼年期の末子を持つ割合が高く、男性は15歳以上の末子を持つ割合が高い。よって、先述した長子と同じ傾向であることがわかった。

次に、長子が生まれた際のひとり親の年齢を図4で見ると、20代までに出産したひとり親女性の割合が57%に対し、配偶者が出産した際に自身が20代であった男性は36%に留まり、女性の方が比較的若くして子どもを持つ傾向にあることが伺える。

最後に、児童扶養手当の受給対象となる子ども以外の同居者の有無については、女性が5%に対し男性が11%であり若干男性の割合が高いが、分析対象者において男性が女性の1割に満

税データからみるひとり親の所得向上

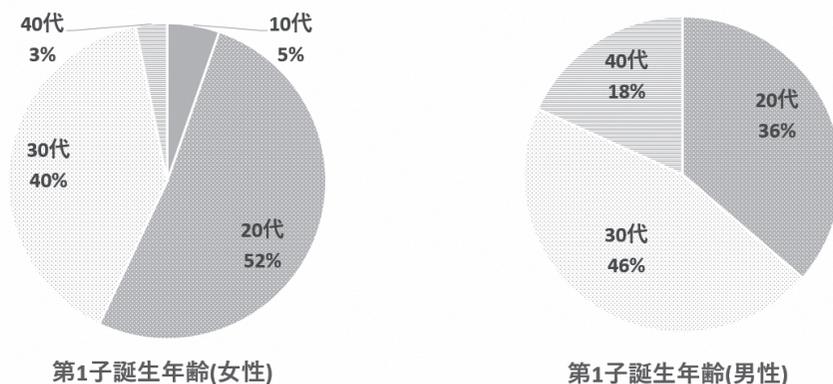


図4 ひとり親の第1子誕生時の年齢分布

たないため、特筆すべき傾向が見られたという状況とは言い難い。

以上の分析結果をまとめると、女性については20代までに出産を経験し、幼年期の子どもを持つ20代・30代が比較的多いことがわかった。一方、男性については30代・40代で子どもを持ち、その後離別等によりひとり親になった15歳以上の子どもを持つ人が多いことが伺えた。

2.2 ひとり親の課題

次に、ひとり親になる前後の所得を比較し、その変化をみていく。分析対象者514人について、住民税課税データから2017年と2022年の合計所得金額を抽出した。合計所得金額とは、所得税法上の合計所得金額で、収入額から必要経費等を差し引いたものである。そして、結果におけるパーセンテージ値は全て小数点以下を四捨五入している。

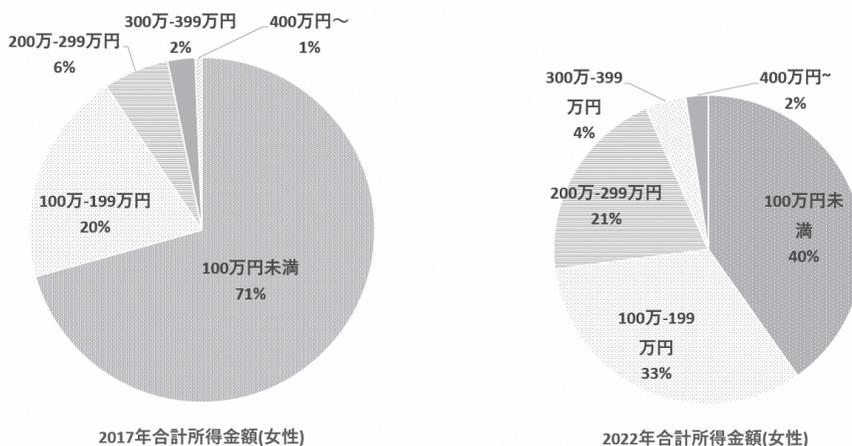


図5 ひとり親女性の合計所得金額分布

まずは前ページ図5の結果であるが、こちらは女性において婚姻状態であったことが推測される2017年中の対象者の所得とひとり親である2022年中の所得を比較し、この5年間における所得変化を分析したものである。2017年中では所得100万円以上の人全体が29%であるのに対し、2022年中は60%であり、また、200万円以上の人は、2017年中が9%に対し、2022年中は27%であることから、全体的に婚姻時よりもひとり親になってからの所得が上回っていることが伺える。

ここで、筆者らはひとり親が経済的に自立するためにどの程度の所得が必要かを検討した結果、本研究においては年間所得300万円以上という基準を設けることにした。この300万円という金額は生活保護受給額を参照の上で設定したものである。豊中市で2024年1月1日時点において、ひとり親世帯（例：30歳・4歳・2歳の3人世帯）に生活保護が適用された際に受給する保護費が月約25万円であり、そこから試算すると1年間に受給する保護費は約300万円となる¹⁵⁾。当然のことながら、親や子どもの年齢構成や子どもの人数等の世帯構成、その他の加算を受給できる資格の有無や住宅扶助上限額の5万5000円に満たない賃貸住宅に居住している場合は、家賃額分のみしか住宅扶助は支給されない等、実際のケースに応じて生活保護費は変わってくるが、上記モデルケースを想定の上、算定をしたものである。

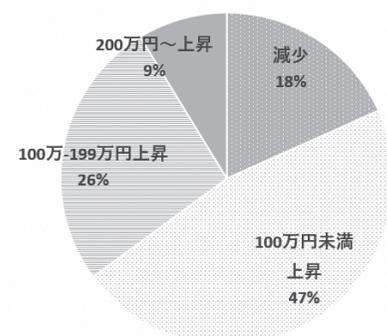
よって、生活保護費は最低限度の生活が保障されるベースラインであることから、経済的に自立している状態とは、少なくともこの基準を上回る所得が必要であると考え、ひとり親世帯の年齢・世帯構成は様々であるが、この理由をもって年間所得300万円を一定の基準として設定したものである。

ところで、所得とは一般的に就労所得をイメージすることが多いと思うが、例えば親族からの支援金や元配偶者からの養育費、死亡保険金等の課税対象にならない、いわゆる非課税所得も所得の一部である。この非課税所得については税務署や自治体に申告義務がないことから、各世帯の実際の所得は把握できない。とはいえ、少なくとも非課税所得の有無にかかわらず、自身の就労収入等、課税所得のみで年間300万円を上回っている状態は、当然ながら筆者らが設定した経済的自立ラインを上回っており、本研究においては筆者らが把握し得る課税所得のみをもって判断することとしたい。

上記300万円という基準で見ると、2017年中はわずか3%しか所得が上回っている人がいないが、2022年中は6%に上昇しており、この結果は経済的自立に繋がっている人が一定数含まれているという、一見良好な傾向であると思われる。しかし、2022年中の所得が300万円を上回ったのは、2017年中の所得が100万未満であった人のうち、わずか2.4%の8人であった。

女性の2017年から2022年の5年間における所得差を次ページ図6で見ると、上昇額が

税データからみるひとり親の所得向上



ひとり親前後の所得差(女性)

図6 ひとり親女性のひとり親前後の所得差

100万円未満に留まっている人は全体の65%である。2017年中の所得で、100万円未満の人が71%を占めていることから、所得300万円という経済自立基準を上回るためには、多くの人が所得を200万円以上上昇させないといけないことがわかる。しかし、実際には200万円以上上昇した人の割合はわずか9%に留まっており、このことから、婚姻時に所得が比較的少なかった層を、300万円以上のいわゆる経済的観点からの安定層に引き上げることの難しさが伺える。

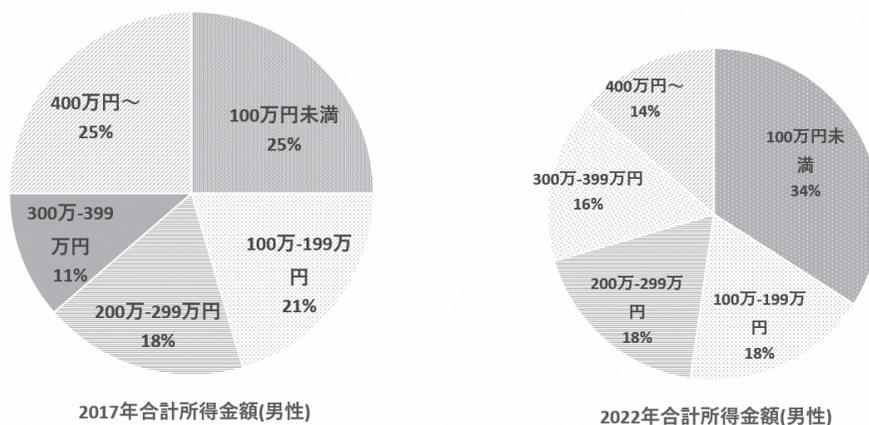


図7 ひとり親男性の合計所得金額分布

次に男性が抱える所得における課題をみていきたい。図7をみると婚姻時における2017年中の所得は、上記の基準であった300万円以上が全体の36%であり、女性の3%（図5）と比較するとその差は歴然たるものとなっている。

一方、男性がひとり親となった後である2022年中の所得をみてみると、300万円以上はひとり親になる前の割合である36%から30%に減少し、100万円未満の人が逆に25%から34%に増加している。

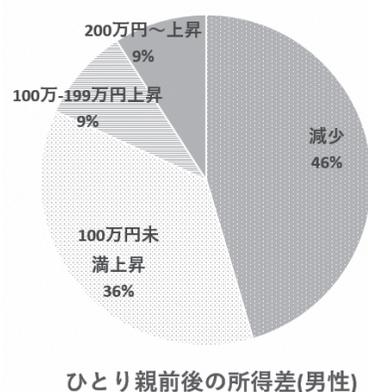


図8 ひとり親男性のひとり親前後の所得差

そして、男性の5年間の所得変化を図8でみてみると、46%という半数近くの人がひとり親になってから所得が減少していることがわかった。対象者数に大きな違いがあるが、ひとり親になって所得が減少した割合について、女性が18%（図6）であることと比較しても、特筆すべき結果が出た。

以上のことから、ひとり親になった後の所得を分析してみると、女性は経済的自立に至る程の所得にまで引き上げることが非常に困難で、そのようなケースはごく少数に留まっていること、一方、男性については婚姻時の所得は一定額を得ている人が多いが、ひとり親になった後において、その所得を維持することが難しい傾向にあることがわかった。

3. ひとり親家庭支援制度

3.1 国のひとり親家庭支援制度

母子・父子家庭が抱える課題に対して国が提示している支援制度について紹介する。

国のひとり親家庭に対する支援制度は、当初は金銭的な給付型の支援施策を中心としたものであったが、2002年の母子及び寡婦福祉法等の改正により、「児童扶養手当中心の給付支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」に大きな転換を行った。

その際に策定されたのが、図9にある「ひとり親家庭支援の4本柱」と呼ばれる施策推進の骨格であり、現在も当時の考え方を継承しながら、個別の具体的な施策・事業が策定・展開されている。

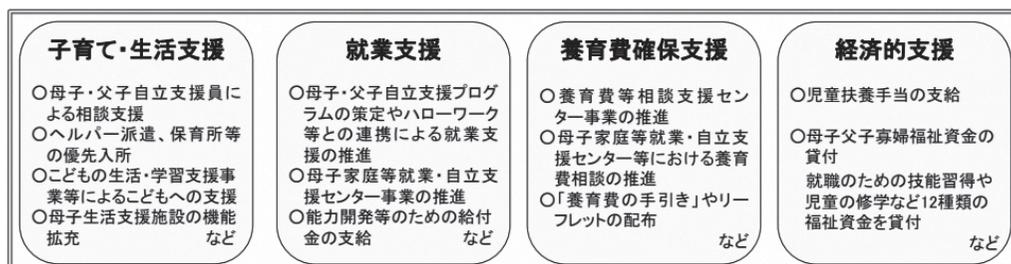


図9 ひとり親家庭支援の4本柱

(出所：こども家庭庁支援局家庭福祉課 2023年10月「ひとり親家庭等の支援について」)

これらのひとり親に関する公的施策に限った話ではないが、国は全国的に統一して定めることが望ましい施策やそれに基づく事務に関する制度の企画立案を行い、毎年ニーズに合わせる形で新規事業の創設、既存事業の拡充を行っている。しかしながら、あくまで住民に対する直接的な事業主体は各市町村であり、国から交付される補助金を一部財源とした上で、国が定めた事業施策の枠組みを基本とした中で、各市町村は運用面での独自色を出しながら、これらの施策を必要としている住民に対し、適切なサービスを提供できるよう、日々業務に邁進しているところであり、当然ながら豊中市も同様である。

3.2 豊中市のひとり親家庭支援制度

筆者らはこの分野に直接携わっている訳ではないが、本節では豊中市のひとり親家庭支援制度の概要を紹介する。

豊中市は上記制度の概略をまとめた「ひとり親家庭等自立促進計画¹⁶⁾」を策定している。この計画は、国の基本方針を踏まえて豊中市の「子育て・生活支援策」「就業支援」「養育費確保支援」「経済的支援」について定めたものである。豊中市ではこの計画に基づき、ひとり親家庭の経済的・精神的自立と子どもの健やかな育ちに向けて、地域や事業者、母子父子福祉団体、関係機関と連携して総合的な支援を行っている。

子育て・生活支援策

子育て・生活支援策は多岐にわたるが、そのうちの一つの事業として「ひとり親家庭等日常

生活支援事業」(以下、「日常生活支援事業」とする)がある。これは、ヘルパー派遣とファミリー・サポート・センター利用料補助事業で成り立っている。ヘルパー派遣とは、豊中市が委託している社会福祉法人豊中市母子寡婦福祉会¹⁷⁾から家庭生活支援員をひとり親家庭の居宅に派遣し、家事援助等を行うものである。また、ファミリー・サポート・センターとは、国が行う「地域子ども・子育て支援事業」の一事業として、ひとり親に限らず育児援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(援助会員)の仲介を行う組織である。依頼会員は援助会員に保育施設や放課後児童クラブ等までの送迎、また自宅を不在にする際に援助会員の居宅で子どもの預かりを依頼することができる。ひとり親がこれらを利用する際には、利用料を補助する制度がある。

就業支援

就業支援は大きく「ひとり親家庭自立支援給付金事業」と「就労支援窓口運営」の二点に分けられる。

「ひとり親家庭自立支援給付金事業」では主に二点の給付金を支給している。一点目が自立支援教育訓練給付金で、ひとり親が雇用保険の給付金指定講座を受講し修了した場合、受講料の一定割合が支給される¹⁸⁾。二点目が高等職業訓練促進給付金で、看護師、保育士などの専門的な資格取得を容易にするため養成機関で修業する場合に一定期間支給される¹⁹⁾。いずれの給付金も児童扶養手当を受給しているひとり親であれば受給できる。

「就労支援窓口運営」については、ひとり親の相談窓口において就労に関わる個別面談を実施している。相談窓口では、児童扶養手当の申請のために豊中市役所に来庁したひとり親や、ほかのひとり親家庭支援事業を利用したひとり親に対して、母子・父子自立支援員(プログラム策定員)が面談を行い、必要に応じて生活状況や就労状況に適した就労支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、庁内常設の「就労支援「とよなか」ハローワークコーナー²⁰⁾」というハローワーク池田の支援窓口や他の専門部門への母子・父子自立支援員の同行サービスおよび各種職業訓練などの情報提供を行っている。

養育費確保支援

主に弁護士による相談事業と補助金給付を行っている。

補助金の種類は三点あり、養育費保証契約²¹⁾を結ぶ際に支払う保証料を補助する「養育費保証促進補助金」、公正証書や調停調書または確定判決にかかる書類取得費用を補助する「公正証書等作成促進補助金」、養育費請求にかかる弁護士費用を補助する「弁護士費用補助金」が

ある²²⁾。弁護士費用補助金は弁護士による法律相談と連携して実施し、2022年度から開始された事業であり、弁護士報酬に対する補助制度を掲げている自治体はいまだ少ない²³⁾。

経済的支援

経済的支援として、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金などの経済的負担を軽減する給付・貸付事業を行っている。児童扶養手当とは、一定の年齢を下回る子どもを持つひとり親に支給される手当である²⁴⁾。手当額は月額1万410円～4万4140円までが前年の所得²⁵⁾に応じて支給され、世帯の子ども数に応じて加算もある。前年の所得が一定以上の場合には所得制限により支給対象外となる。継続して手当を受ける場合であっても、毎年8月1日現在の状況を記載した現況届という申請書を提出する必要がある、要件を満たしていれば豊中市から認定を受けて継続して受給することができる。

4. ひとり親家庭支援制度の利用状況と所得増大効果

3章で述べた「ひとり親家庭支援の4本柱」の「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保支援」「経済的支援」が、それぞれひとり親の所得にどのような影響を与えているかを分析する。

4.1 子育て・生活支援の利用状況と所得増大効果

子育て・生活支援の枠組みの中で行っている事業は多岐にわたるため、そのうち主要事業である日常生活支援事業の所得増大効果を分析する。

日常生活支援事業はひとり親の育児や家事など日常生活を支える事業であるため、これを利用することはつまり、日常生活を維持するのにかかる時間と労力を減らすことができ、その分を仕事に投入できるのではないかと筆者らは考えた。日常生活支援事業は事前登録制であり、利用登録者は必要な時に支援を利用できる。よって、利用登録者はフルタイムで働くことが可能となり、結果として利用登録していない人より所得が高くなるのではないかという仮説を立てた。以下、その検証結果を述べる。

4.1.1 日常生活支援事業の登録状況

まず、どのような人が日常生活支援事業に登録しているのか、傾向分析を行った。

2018年度から2022年度の間（以下、「対象期間」とする）の日常生活支援事業の利用登録者（以下、「登録者」とする）は実数値で83人、そのうち82人が女性であった。この83人には、対象期間以前にひとり親になった人も含まれている。そして、2章で定義した分析対象者（対象期間内に新たにひとり親になった人）のうち、日常生活支援事業の利用登録をしていない人495人を「非登録者」とし、登録者と非登録者の年齢分布を比較した。結果は図10のとおり、登録者のほうが非登録者より、20代と50代以上の割合が低く、30代と40代の割合が高いことがわかる。

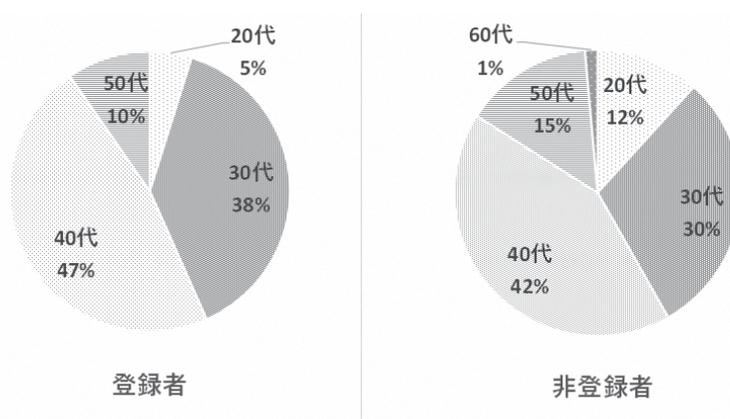


図10 日常生活支援事業登録者と非登録者の年齢分布

また、登録者の子どもの属性を分析すると、子どもの人数一人が66%、二人が29%、三人以上が5%であるのに対し、非登録者の子どもの人数については、一人が51%、二人が46%、三人以上が3%であった。登録者のほうが一人っ子を持つひとり親が多いことがわかった。

登録者の長子年齢については、図11のとおり、5歳から9歳の長子を持つひとり親が非登録者と比較すると多く、15歳以上の長子を持つひとり親は少ないことがわかる。

同居人の有無について比較してみると、同居人がいない登録者は94%に対し、同居人がいない非登録者は98%であった。登録者・非登録者のいずれも同居人がいる人はわずかであった。

以上のことから、日常生活支援事業の登録者の大半は小学校低学年の子どもが1人から2人いて同居人のいない30代・40代女性であることがわかった。

税データからみるひとり親の所得向上

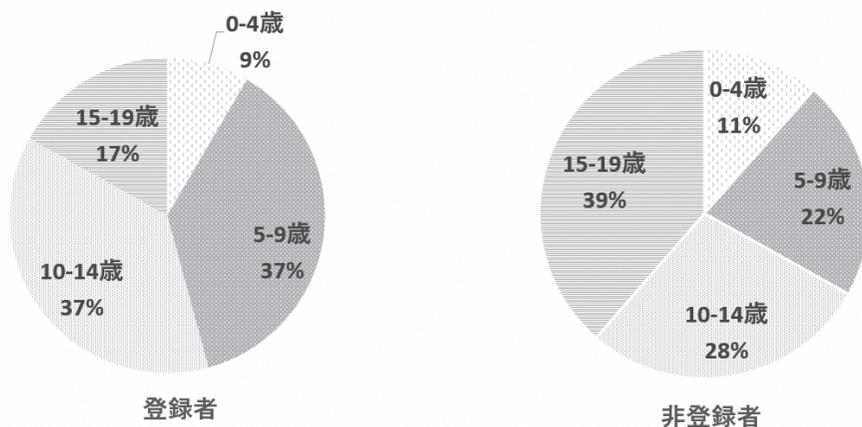


図11 日常生活支援事業登録者と非登録者の長子年齢分布

4.1.2 日常生活支援事業登録者の所得増大効果

では、日常生活支援事業に登録している人は過去5年間で所得が向上しただろうか。

まず、登録者83人の2017年と2022年の合計所得金額を比較し、5年間で所得向上したかを確認した。図12のとおり、合計所得金額200万円以上の割合が増加し、199万円以下が減少していることから、制度利用前後で所得増加している人が多いことがわかる。

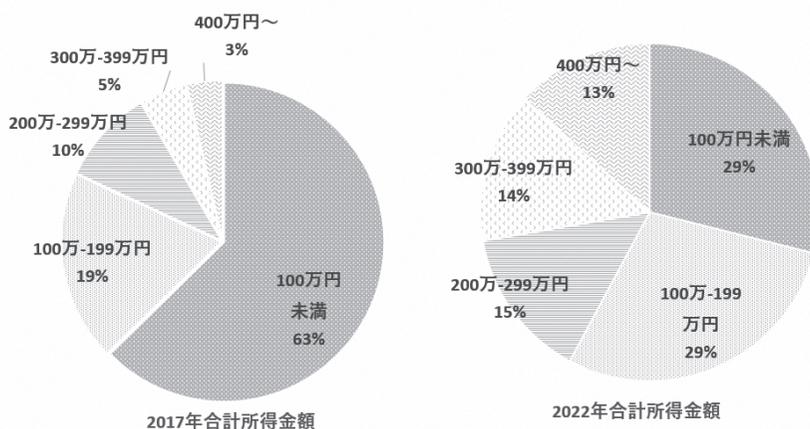


図12 日常生活支援事業登録者の合計所得金額

日常生活支援事業の登録者に所得増加がみられたわけであるが、昇給や物価上昇などひとり親支援を受けたこと以外の要因で所得増加している可能性も否定できない。そこで、非登録者

の所得増加と登録者の所得増加を比較し、どちらがより所得が増加しているかを確認した。図13は、登録者83人と非登録者495人のそれぞれについて、2022年の合計所得金額から2017年の合計所得金額を差し引いた所得差を算出しグラフ化したものである。これを見ると、「300万円以上上昇した人」が非登録者にはいなかったが、登録者は11%存在しており、また、減少した人が登録者の方が少ない。以上より、日常生活支援事業に登録した人はしていない人よりも所得が増加しているといえる。

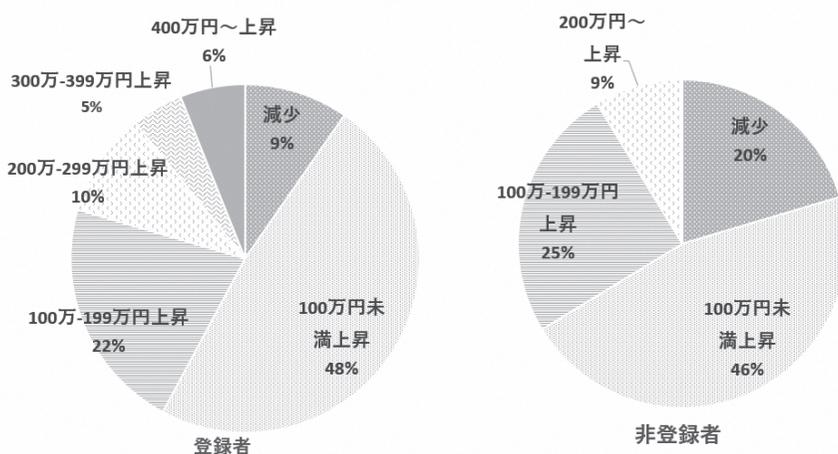


図13 2022年と2017年の合計所得金額差額（日常生活支援事業）

4.2 就業支援の利用状況と所得増大効果

就業支援に所得増大効果があるかを分析し、事業の効果検証を行う。

前述したとおり、豊中市には就労支援窓口があり、相談に来たひとり親の置かれた状況に合わせた支援メニューを提供している。就労支援窓口を利用する人は、就職や転職、資格取得などを希望するひとり親であるため、就労支援窓口利用後に何らかの所得変化が起こっていると予想した。就労支援窓口を利用する前後で利用者の所得向上がみられたか検証を行った。

4.2.1 就業支援の利用状況

まず、対象期間5年間で就労支援窓口を利用したひとり親（以下、「利用者」とする）の属性分析を行った。

就労支援窓口では利用者の来庁日時や相談内容を受付簿に記録している。この受付簿を集計すると、5年間で1度でも就労支援窓口を利用したことがあるひとり親は実数値で83人、その

うち81人が女性であった。利用者の年齢分布と、2章で定義した分析対象者のうち一度も就労支援窓口を利用したことのない503人（以下、「非利用者」とする）の年齢分布を比較すると図14のとおりであった。利用者のほうが非利用者より50代が少し多く、40代が少ないが、おおむね同じ傾向であった。

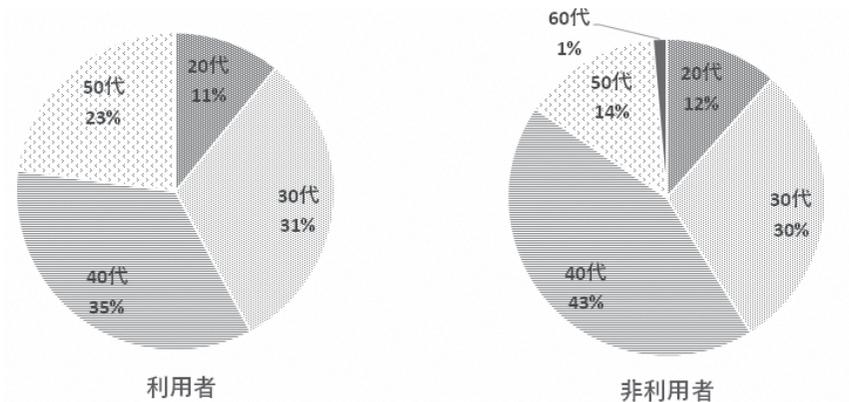


図14 就労支援窓口利用者と非利用者の年齢分布

また、利用者の子どもの属性を分析すると、子どもの人数一人が69%、二人が25%、それ以上が6%で、非利用者の子どもの人数については、一人が51%、二人が46%、三人以上が3%であった。一人っ子を持つひとり親の利用が比較的多いことがわかった。

同居人の有無について比較してみると、同居人がいない利用者は99%に対し、同居人がいない非利用者は94%であった。利用者・非利用者のいずれも同居人がいる人はわずかであった。

4.2.2 就労支援窓口利用者の所得増大効果

就労支援窓口利用者が、利用後所得向上したかどうか検証を行う。

まず、利用者83人の2017年と2022年の合計所得金額を比較した。図15のとおり、合計所得金額100万円以上の割合が増加し、100万円未満が減少していることから、制度利用前後で所得増加している人が多いことがわかる。

次に、利用者与非利用者の所得増加額を比較する。利用者83人と非利用者503人のそれぞれについて、2022年の合計所得金額から2017年の合計所得金額を差し引いた所得増加額の分布を示したものが図16である。利用者のほうが非利用者よりも所得が減少した人の割合が少ないという結果であった。

一方で、非利用者のほうが利用者よりも100万円以上合計所得金額が増加している人の割合

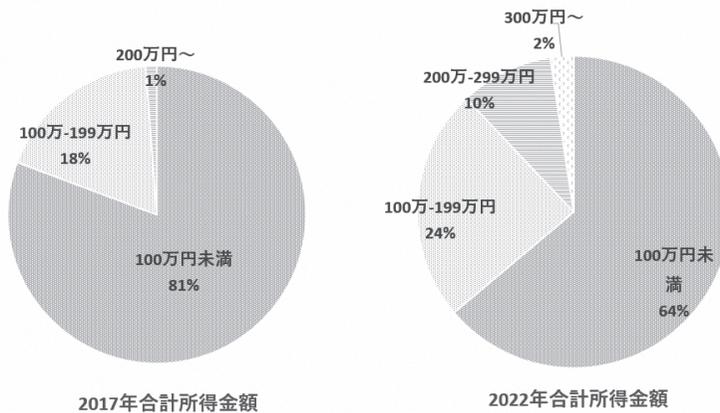


図15 就労支援窓口利用者の合計所得金額

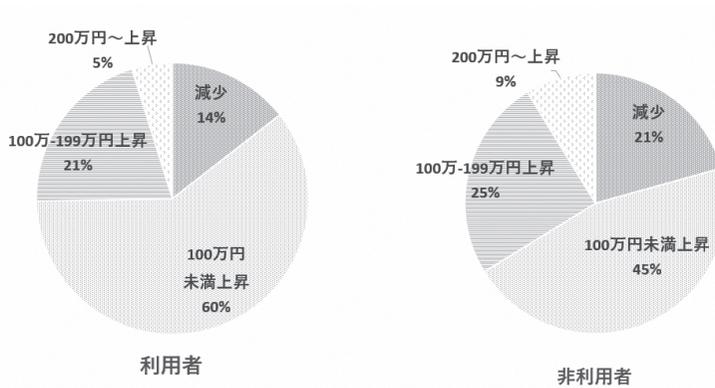


図16 2022年と2017年の合計所得金額差額（就労支援窓口）

が多くなっている。前述のとおり、利用者の多くは制度利用前の2017年合計所得金額平均が100万円未満であり、40～50代、とりわけ50代の女性の割合が高く、もともと無職や非正規雇用の専業主婦が多数を占めることが推察できる。労働市場において50代の未経験者を正規職員として採用する企業が多くないと推測できるため、制度利用により就職できたとしても非正規雇用が多く、所得を大幅に増やすことが難しかったのではないかと筆者らは考察した。

4.3 養育費確保支援の利用状況と所得増大効果

養育費確保支援に所得増大効果があるかを分析し、事業の効果検証を行う。

養育費確保支援を利用することは、離婚後の養育費を元配偶者から適切に受け取ることにつながる。養育費を受け取ることができれば、子育てにかかる費用をひとり親本人の所得のみで

負担する必要がなくなる。そのため、養育費を受け取っているひとり親は受け取っていないひとり親と比較して所得を上げる必要性が少ないため、養育費確保支援は所得減少の効果があるのではないかと筆者らは仮説を立てた。養育費確保支援の利用前と利用後の所得を比較することで、仮説を検証する。

4.3.1 養育費確保支援の利用状況

まず、どのような人が養育費確保支援を利用しているか属性分析を行った。

対象期間5年間の養育費確保支援利用者（「以下、「利用者」とする）は合計34人で全員女性であった。内訳は「公正証書等作成費用補助金」が30人、「弁護士費用補助金」が2人、「養育費保証促進補助金」が2人で、ほかの支援制度と比較して利用者数が少ない傾向にある。

利用者と非利用者の年齢分布を比較すると、図17のとおり、利用者は非利用者より50代が少なく、30代が多いといえる。ここでの非利用者は、2章で用いた分析対象者514人の中に養育費支援を利用した人はいなかったため、これをそのまま非利用者とした。

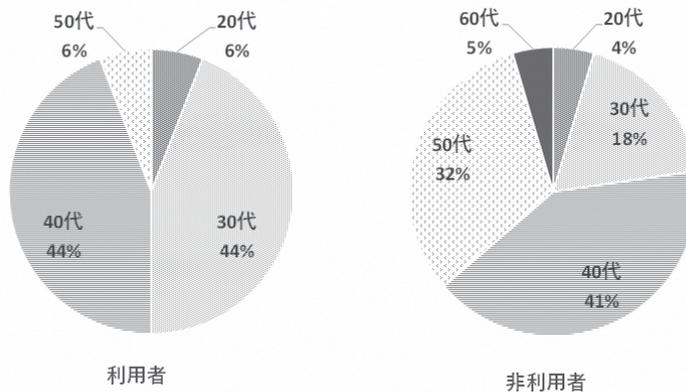


図17 養育費確保支援の利用者と非利用者の年齢分布

また、利用者と非利用者の長子年齢は図18のとおり、利用者のほうが0歳から14歳の長子を持つ人の割合が高い。

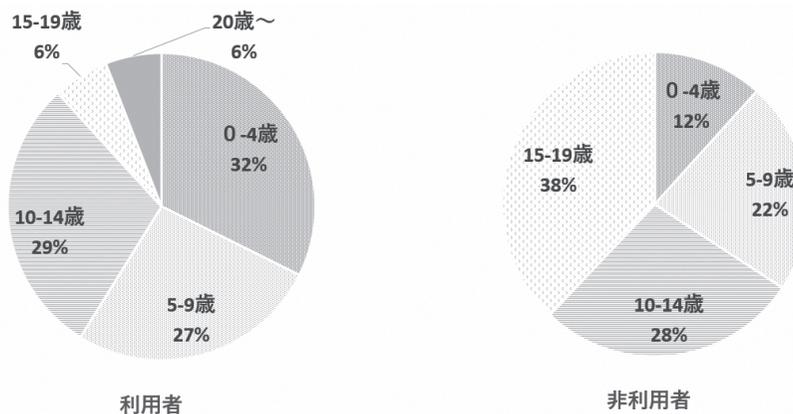


図18 養育費確保支援の利用者と非利用者の長子年齢分布

4.3.2 養育費確保支援利用者の所得増大効果

ここからは、養育費確保支援の利用者の所得変化を分析する。

まず、利用者34人の2017年と2022年の合計所得金額を比較し、制度利用前後で所得がどう変化したか確認した。図19のとおり全体の傾向として、合計所得金額100万円以上の割合が増加し、100万円未満が減少していることから、制度利用前後で所得増加している人が多いことがわかる。

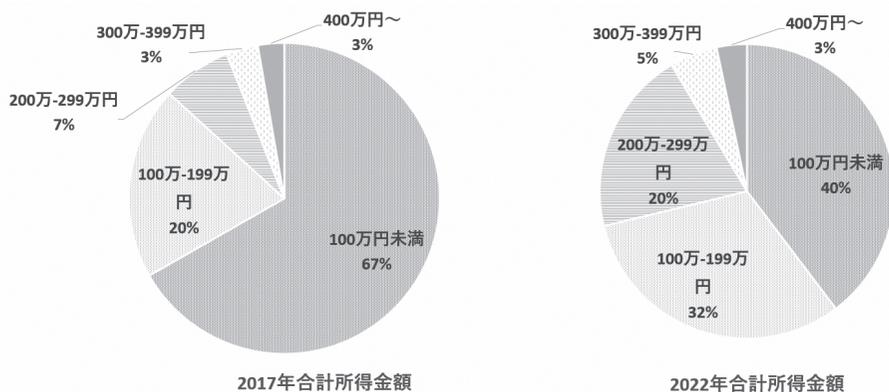


図19 養育費確保支援利用者の合計所得金額

次に、利用者と非利用者の5年間の所得変化を比較する。利用者34人と非利用者514人のそれぞれに対し、2022年の合計所得金額から2017年の合計所得金額を差し引いた所得差を算出し、

比較を行った。結果は図20のとおり、利用者のほうが非利用者よりも100万円以上上昇した人が多く、減少した人が少ないという結果であった。

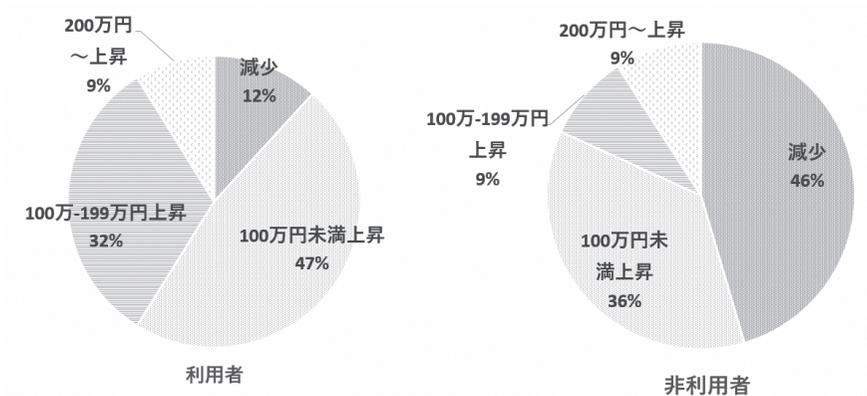


図20 2022年と2017年の合計所得金額差額（養育費確保支援利用者）

筆者らの仮説では、養育費確保支援に所得減少効果があると予想していたが、実際はその仮説に反し、養育費確保支援には一定の所得向上効果があるという結果が得られた。養育費の取り決めの際の参考となる養育費算定表²⁶⁾を参照すると、権利者の年収100万円、義務者の年収500万円で0～14歳の子が一人いる場合、養育費は月額4～6万円である。養育費は個別事情に応じて当事者の合意で取り決めが行われるため、算定表は絶対的基準ではない。しかし、養育費はあくまで子どもの監護や教育のために必要な費用であり、上記金額から見ても本人所得の補助的な位置づけにとどまるため、養育費を受け取ることが所得を押し下げるとの結果には至らなかったと考察する。

4.4 児童扶養手当の受給状況と所得増大効果

本章においては豊中市で実施している様々な経済的支援制度のうち、支援対象者数や支給額が大きく、最もひとり親世帯に影響を及ぼしていると考えられる児童扶養手当について、豊中市における近年の受給状況および手当受給により所得にどのような影響を及ぼしているか、その効果について考察した。

4.4.1 児童扶養手当の受給状況

対象期間5年間における豊中市の児童扶養手当の支給実績は以下のとおりである。

豊中市全体の人口をみると、大規模共同住宅の新築・建替え等により人口増加が続いていた

表 1 豊中市の児童扶養手当支給実績

年度	支給対象者数（人）	支給額（円）
2018年度	2,735	1,431,355,860
2019年度	2,659	1,782,713,880
2020年度	2,559	1,366,738,570
2021年度	2,483	1,318,019,560
2022年度	2,389	1,262,268,350

（出所：事業担当課からの提供データおよび決算資料をもとに筆者作成）

が、現在は2020年度をピークとして減少傾向にある。手当支給対象者に限ると、表1のとおり2018年度以降について年々減少していることから、全体人口より減少傾向が早く現れていることが伺える。

全体の支給額については、対象者数の減少に応じて基本的には年々減額となっているが、例外的に2019年度においては、国における法律改正で前年の2018年8月分より手当の全部支給となる対象者の所得制限が引き上げられて全部支給対象者が増加したことや、支払回数が年3回から年6回に見直されたことにより、本来12か月分の支払いが15か月分となったことで、一時的に全体支給額が増えている。

4.4.2 児童扶養手当受給者の所得増大効果

児童扶養手当受給額の増減がひとり親である受給者の所得にどのような影響を及ぼすか分析を行った。

対象期間5年間における児童扶養手当の支給関連データから、当該5年間において児童扶養手当を一度でも受給したことのある対象者を抽出し、これら対象者の各年度における前年度からの児童扶養手当受給額の増減を算出した。また、住民税課税に関する税申告データから当該対象者の所得額を抽出し、同じく各年度の前年度との増減額を算出した。そして、これらの増減額を変数と設定し相関分析を行ったところ、相関係数は「0.05」（小数点第3位を四捨五入）となり、0.2もしくは0.3未満はほぼ相関関係がないと統計学上解釈されていることから、今回の分析について両者における相関関係はほとんどみられない。

児童扶養手当を支給する目的は、児童扶養手当法（1961年（昭和36年）法律第238号）第一条において、手当はひとり親世帯の生活安定と自立促進に寄与、および児童の福祉増進を図ることを目的として支給されていると明記されている。手当の支給により、金銭面における同世帯の生活安定に繋がることでひとり親自身の時間的および精神的な余裕が生まれ、間接的に所

得向上の効果が生み出されることも想定はされる場所ではある。しかしこの結果を踏まえると、所得向上は手当自体の直接的な効果とは言い難く、あくまで生活安定を図るための一つの手段として位置づけられ、法律上においても同世帯の生活支援を前提とした構成となっている。

分析の結果、豊中市において児童扶養手当の増額が受給対象者の所得向上に直接関係しているわけではないことが確認できた。今回の結果をもって、法律上の目的に合致した制度となっていると理解することができる。

5. ひとり親家庭支援事業拡大による費用対効果

最後に、ひとり親家庭支援事業を拡大した場合の費用対効果を計算する。前章での事業効果検証により、現在行っているひとり親家庭支援事業に一定の所得増大効果があるとわかった。そこで、今後仮にひとり親家庭支援事業を拡大した場合、その所得増大効果が税収増加にどの程度波及するのか分析する。さらに、自治体では事業拡大するためにはそれにかかる費用を予算として確保する必要があるため、事業拡大により利用者が増えた場合に必要となる費用も算出する。そして、この税収増加の効果と事業にかかる費用を比較し、以下では、その関係を考察する。

5.1 ひとり親家庭支援事業の所得増大効果

ここでは、前章とは異なり統計的な手法を用いてひとり親家庭支援事業の所得増大効果を分析する。これ以降の分析では分析対象とする事業を絞り、「子育て・生活支援」の日常生活支援事業、「就業支援」の就労支援窓口事業とひとり親家庭支援給付金事業、「養育費確保支援」の補助金給付事業について、その利用による効果を検証する。過去5年間の利用者情報データが数件しかない事業や、分析に必要な項目をデータとして管理していない事業については分析対象から除外した。また「経済的支援」については、前章の分析結果から児童扶養手当支給が所得向上に直接関係しているわけではないことが確認できたため、分析対象から除外した。

「養育費確保支援事業利用額」「日常生活支援事業登録有無」「就業支援事業利用有無」を説明変数、「2022年の合計所得金額から2017年の合計所得金額を差し引いた金額」を目的変数として重回帰分析を行った。

ここでの「養育費確保支援事業利用額」とは、対象期間に受給した養育費保証促進補助金、公正証書等作成費用補助金、弁護士費用補助金を利用者ごとに合計した額である。「日常生活支援事業登録有無」は、ヘルパー派遣またはファミリー・サポート・センター利用料補助を受

けるための利用者登録を対象期間内に一度でも行っていれば1、一度も登録しなかった人を0としてダミー変数とした。「就業支援事業利用有無」は、対象期間内に高等職業訓練促進給付金または自立支援教育訓練給付金を受けたことのある人を1、いずれも受けていない人を0としてダミー変数とした。

分析対象者としたのは、対象期間中一度でも児童扶養手当の現況届を提出したことのある人かつ、2017年と2022年の住民税課税データを抽出できた2479人（以下、本章での「分析対象者」とする）とした。前章まで分析対象者としていた514人を使用しなかった理由は、この514人中でひとり親家庭支援事業を利用している人が極めて少なく、サンプル数が少なかったためである。

結果として得られた回帰式は、式5.1-1のとおりである。「就業支援事業利用有無」については有意とはならず、就労支援の利用は所得向上に大きな関わりがあるとは言えない。一方、「養育費確保支援事業利用額」と「日常生活支援事業登録有無」は有意であり、偏回帰係数もプラスであるため、事業の利用が所得向上に寄与しているといえる。

[回帰式] (式5.1-1)

$$Y = 569851 + 5.546 A + 435593.3 B + 109597.6 C$$

(26.81499) (2.353073) (3.111521) (0.961613)

ADJ.R2 = 0.005493 () 内はt値

Y 所得効果 (2022年の合計所得金額—2017年の合計所得金額)

A 養育費確保支援事業利用額

B 日常生活支援事業登録有無

C 就業支援事業利用有無

また、表2のとおり説明変数同士の相関関係は少ないことを確認している。

表2 説明変数間の相関分析結果

説明変数間の相関分析結果

	養育費確保支援事業 (利用額)	日常生活支援事業 (登録有無)	就業支援事業 (利用有無)
養育費確保支援事業 (利用額)	1		
日常生活支援事業 (登録有無)	0.002262394	1	
就業支援事業 (利用有無)	-0.003168135	0.04764148	1

※数値は相関係数

(出所：事業担当課からの提供データをもとに筆者作成)

5.2 ひとり親家庭支援制度の税収増大効果

次に、ひとり親の所得増加と連動してどの程度税収が増加するか税収増大効果を算出する。

市民の所得増減の直接的な影響を受ける市税は住民税であり、地方税法上、市町村が徴収する住民税を市町村民税という。1月1日時点で住民票のある市町村が住民に対して課税および徴収する。個人の市町村民税（以下、「市民税」とする）は、前年1月から12月までの個人の所得に対して課税される所得割と、所得によらず定額で課税される均等割で構成されている。均等割は所得増減による影響を受けないためここでは除外し、市民税の所得割がひとり親の所得向上によりどの程度向上するかを計算する。

市民税所得割額の計算式は式5.2-1のとおりである。収入から必要経費等を引いた合計所得金額を算出し、そこから所得控除額を除いた課税総所得金額に市民税所得割税率の6%を乗じ、さらに税額控除を除いた額が市民税所得割額となる。

[市民税所得割額]

(式5.2-1)

$$Y_TAX = (SK - SKOJO) \times 0.06 - ZKOJO$$

Y_TAX 市民税所得割額

SK 合計所得金額

SKOJO 所得控除額

ZKOJO 税額控除

所得控除は、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除など多岐にわたる。そのため、ここでは平均的なひとり親が最低限受けるとと思われる控除を所得控除額として計算する。まず、納税者本人の合計所得金額に応じて受けられる基礎控除は、合計所得金額が2400万円以下の場合43万円となる。また、ひとり親控除は30万円であり、これも所得控除に加算する。最後に、一般的なひとり親が受けるとと思われる社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除については、民間給与実態統計調査結果より平均控除額²⁷⁾を採用し、それぞれ15万円、5万7000円、1万4000円とする。よって、合計所得控除額は95万1000円（式5.2-1のSKOJO）となる。

税額控除については、調整控除²⁸⁾のみを計算対象とする。所得税と市県（府）民税の人的控除差額が調整控除額の算定に影響を及ぼすが、合計課税所得金額²⁹⁾が増えるほど控除額が減る算出式になっている。しかしながら、所得額が増えたとしても最低金額として1500円の控除を

一律受けることができることから、今回はその1500円（式5.2-1のZKOJO）を控除額として適用する。

以上を5.2-1に代入すると、市民税所得割額は式5.2-2の通りとなる。

[市民税所得割額] (式5.2-2)

$$Y_TAX = (SK - 951000) \times 0.06 - 1500$$

$$= 0.06SK - 58560$$

Y_TAX 市民税所得割額

SK 合計所得金額

市民税所得割額の増加額は、式5.2-2のSKに式5.1-1の回帰式を代入したものになるため、以下の計算式5.2-3となる。

[市民税所得割増加額] (式5.2-3)

$$Y_TAX' = 0.06 \times (569851 + 5.546A + 435593.3B + 109597.6C) - 58560$$

Y_TAX' 市民税所得割増加額

A 養育費確保支援事業利用額

B 日常生活支援事業登録有無

C 就労支援事業利用有無

5.3 ひとり親家庭支援事業の費用

次に、ひとり親家庭支援事業を維持運営するのに必要な費用を算出する。

ひとり親家庭支援事業の費用調査

以下表3は、事業ごとの人件費と物件費、補助金を一覧化したものである。

人件費及び物件費ともに年度ごとに支出された額に差が生じているため、過去5年間分の決算上の累計額（表3①³⁰⁾・④）を算出し、同じく5年間分の累計事業利用者数（表3②）で除した金額を利用者一人あたりの人件費及び物件費（表3③・⑤）として算出した。

ただし、物件費において利用者数によって支出額が変わる変動物件費と利用者数によらずに発生する固定物件費（表3⑥）があり、上記の利用者一人あたりの物件費は変動物件費を指している。

表3 ひとり親家庭支援事業の人員費、物件費、補助金額

事業名		人員費			物件費				⑦補助金額 (単位：千円)
					変動費			⑥固定費 (単位：千円)	
細事業	各事業	①2018～2022 年度人員費累計 (単位：千円)	②2018～2022年 度の利用者数累計 (単位：人)	③一人あたり の人員費(単 位：千円)	④2018～2022 年度物件費累計 (単位：千円)	⑤2018～2022年 度の利用者数累計 (単位：人)	⑤一人あたり の物件費(単 位：千円)		
就労支援事業	高等職業訓練促進給付金	2,454	66	37	79,101	66	1,199	0	物件費の75%
	自立支援教育訓練給付金	94	27	3	2,287	27	85	0	物件費の75%
養育費確保支援事業	公正証書等作成費用補助金	12,954	71	182	1,257	71	18	0	物件費の50%
日常生活支援事業	ヘルパー派遣	2,103	14	150	464	14	33	752	物件費の50%
	ファミリーサポートセンター利用料補助	424	38	11	768	38	20	0	0

(単位が千円の項目は千円未満を四捨五入)

(⑤は一万円未満を四捨五入)

(出所：事業担当課からの提供データおよび決算資料をもとに筆者作成)

なお、3章で述べたとおり表3「各事業」で挙げた事業以外にも多く存在するが、利用者数が少ないものは除外している。

ひとり親家庭支援事業の費用算出

以上をもとに、ひとり親家庭支援事業を維持運営するために必要な費用を求める。ひとり親家庭支援事業にかかる費用は、(人員費) + (物件費) - (補助金額) とする。これに表3の①～⑦を代入すると、式5.3-1のとおりになる。

[ひとり親家庭支援事業にかかる費用] (式5.3-1)

(ひとり親家庭支援事業にかかる費用)

$$= (\text{人員費}) + (\text{物件費}) - (\text{補助金額})$$

$$= (\text{人員費}) + (\text{固定物件費}) + (\text{変動物件費}) - (\text{補助金額})$$

$$= \text{③}X + (\text{⑥} + \text{⑤}X) - \text{⑦}$$

X 利用者数

式5.3-1をもとに、各事業にかかる費用を算出する。

[ひとり親家庭支援事業にかかる費用]

$$Z1 = 37000X + 1190000X - 1190000X \times 0.75 \quad (\text{式5.3-2})$$

$$Z2 = 3000X + 85000X - 85000X \times 0.75 \quad (\text{式5.3-3})$$

$$Z3 = 182000X + 18000X - 18000X \times 0.5 \quad (\text{式5.3-4})$$

$$Z4 = 150000X + (752000 + 33000X) - (752000 + 33000X) \times 0.5 \quad (\text{式5.3-5})$$

$$Z5 = 11000X + 20000X \quad (\text{式5.3-6})$$

- Z1 高等職業訓練促進給付金の給付にかかる費用
- Z2 自立支援教育訓練給付金の給付にかかる費用
- Z3 公正証書等作成費用補助金の給付にかかる費用
- Z4 ヘルパー派遣事業にかかる費用
- Z5 ファミリー・サポート・センター利用料補助事業にかかる費用
- X 利用者数

5.4 ひとり親家庭支援制度の費用と効果の比較

最後に、ひとり親家庭支援事業の費用と効果を比較する。利用者数が増加するとそれに比例して費用もかかるが、一方で利用者の所得が増加すれば市民税が増加するので税収増加につながる。ここでは、ひとり親家庭支援事業の利用者が増加した場合の費用増加額と税収増加額の比較を試みる。

以下、市民税所得割増加額をY、事業にかかる費用をZ、制度の利用者数をXとし、 $Y > Z$ となるXを求める。利用者数Xは、「日常生活支援事業」を利用した人かつ、「養育費確保支援事業」の公正証書等作成費用補助金の利用上限額である3万円を利用した人数とする。ここでは、式5.1-1で事業の利用が所得向上に寄与していないことが分かった「就労支援事業」を利用対象から外した。

市民税所得割増加額Yは、式5.2-3に $A=30000X$ 、 $B=1$ 、 $C=0$ を代入した値となるので

$$Y = 0.06 \times (569851 + 5.546 \times 30000X + 435593.3) - 58560$$

費用増加額Zは、公正証書等作成費用補助金の給付にかかる費用と「日常生活支援事業」にかかる費用を合算した費用とする。以降、ヘルパー派遣事業を利用した場合とファミリー・サポート・センター利用料補助事業を利用した場合に分けて費用を算出する。

ヘルパー派遣事業と公正証書等作成費用補助金の給付にかかる費用は、式5.3-4・式5.3-5より

$$Z = Z3 + Z4 = (182000X + 18000X - 18000X \times 0.5) + (150000X + (752000 + 33000X) - (752000 + 33000X) \times 0.5)$$

税収増加額が費用増加額を上回るXは、

$$Y > Z$$

$$0.06 \times (569851 + 5.546 \times 30000X + 435593.3) - 58560 > ((182000X + 18000X - 18000X \times 0.5) + (150000X + (752000 + 33000X) - (752000 + 33000X) \times 0.5))$$

税データからみるひとり親の所得向上

$$\begin{aligned} & 0.06 \times (166380X + 1005444.3) - 58560 > 191000X + (166500X + 376000) \\ & 9982.8X + 60326.658 - 58560 - 376000 > 357500X \\ & -374233.342 > 347517.2X \\ & X < -1.07687717902 \end{aligned}$$

ファミリー・サポート・センター利用料補助事業と公正証書等作成費用補助金の給付にかかる費用は、式5.3-4・式5.3-6より

$$Z = Z_3 + Z_5 = (182000X + 18000X - 18000X \times 0.5) + (11000X + 20000X)$$

税収増加額が費用増加額を上回るXは、

$$\begin{aligned} & Y > Z \\ & 0.06 \times (569851 + 5.546 \times 30000X + 435593.3) - 58560 \\ & > (182000X + 18000X - 18000X \times 0.5) + (11000X + 20000X) \\ & 0.06 \times (166380X + 1005444.3) - 58560 > 191000X + 31000X \\ & 9982.8X + 60326.658 - 58560 > 222000X \\ & 1766.658 > 212017.2X \\ & X < 0.00833261641 \end{aligned}$$

以上の結果より、ヘルパー派遣事業を利用した場合とファミリー・サポート・センター利用料補助事業を利用した場合いずれにおいても、制度の利用者数Xが1以上、すなわち利用者が存在する状況において市民税所得割増加額Yが費用Zを上回ることはないことがわかった。これは直接的な費用対効果という点で制度を利用することによる効果がみられないことを意味する。

6. おわりに

本研究では、豊中市におけるひとり親世帯の所得に着目し、豊中市が提供するひとり親家庭支援事業が所得向上に寄与しているかを分析した。その結果、養育費確保支援と日常生活支援がひとり親の所得向上に対して正の有意な影響を与えることがわかった。多くのひとり親が育児と就労をひとりで行わなければならない状況下に置かれているが、これらの支援制度を利用した人については所得が向上していた。つまり、養育費確保支援と日常生活支援を利用することが、就労しつつ育児や家事も行うことにつながったと解釈できる。一方就労支援については、

今回の5年間の分析では所得向上に有意な影響を与えることが明確にはならなかったが、制度利用後の10年や20年など、より長期間経過した後における所得を観察すると、所得向上効果は見えるかもしれない。これは今後の課題とする。

また本研究の中で、ひとり親家庭支援制度を利用する人が少ないという課題もみえてきた。今回はその原因分析までは至らなかったが、仮に周知不足が原因のひとつなのであれば、既存制度の利用を促すことで、ひとり親の就労と育児の両立を支援できるかもしれない。

さらに、ひとり親の所得が向上すると、その所得に課税される市民税所得割額も増加する。しかしながら、その市民税所得割額を上回る事業運営費用の増加があるため、結果として税収増加は見込めないことも本研究で明らかになった。これは税収との関係に限れば、支援制度の利用を促すことにより税収が増加することはなく、支援制度の直接的な費用対効果がみられないことを意味する。

行政の役割のひとつに、自由経済ではサービス提供の対象とはなりにくい経済的弱者を救済するという役割がある。ひとり親家庭支援事業もその一環であることを考えると、一概に税収増加のみを意識すべきではない。様々な観点から事業効果を測定する必要がある、例えば、日常生活支援事業を利用することで心身ともにひとり親の負荷が減り、結果として医療費が減少するなどの効果が得られるかもしれない。本研究は、その多角的な効果分析のうちのひとつとして、税収面からの分析を行った結果を示すことができた。行政が行う事業は市民の税金を財源としているという前提に立ち返れば、費用対効果という視点での効果検証も必要ではないかと筆者らは考える。

現在豊中市では、各課が保有するデータ同士を紐づけて一元管理するデータベースの構築を目指している。税金のデータは守秘義務があるためにデータの格納と管理方法に課題が残っているものの、これが実現すれば事業効果を所得面から分析するなど、より多角的に施策検討を行えるようになる。本研究では、今後豊中市が推進していくEBPMの取り組みの先駆けとなった。研究をとおして筆者らが得た分析スキルや統計的知識、分析結果の判断方法などのノウハウを庁内で共有し、今後の取り組みにつなげていきたい。

7. 教育データと所得の相関関係（補論）

豊中市教育委員会が行っている就学援助制度に親の所得を向上させる効果があるか検証を行ったので最後に述べておく。就学援助制度とは、学校教育法などにもとづき実施している制

度で、子どもが義務教育学校へ就学するために必要な学用品費や給食費を援助することを目的とした現金給付を行う制度である。ひとり親に限らず全世帯向けの制度で、事前申告制である。受給条件に義務教育に在籍する子どもがいることや世帯所得が認定基準額以下であることなどがある。

分析対象者は対象期間にひとり親になった514人のうち、子どもが就学援助対象で、2017年から2021年の間で給与所得金額1円以上³¹⁾の年が2年以上ある人、325人とした。さらに、その対象者を「就学援助を受給できるはずなのにしていないと思われる69人」(A)と「就学援助を受給している256人」(B)に分類した。次に、AとBの個々において、最新の年³²⁾の給与所得金額を最古の年の給与所得金額で割った結果を増減率とし、それを1/4乗した数値を使ってウェルチのt検定を行った。

小数点以下6桁目を四捨五入して、A群の増減率平均は2.28660、B群の増減率平均は2.62921となり、増減率平均はB群のほうが0.3以上高いが、これが有意な差であるかを検証した。結果はP値が0.512352と0.05以上であるため、給与増減率の平均値の差は統計的に有意な差ではないことがわかった。つまり、就学援助の受給と給与額の増減は関係がないと言える。

謝辞

本研究は豊中市の「財務部税データ活用分析・活用プロジェクト」の一環として行ったものである。ご指導を賜った大阪商業大学共同参画研究所所長の的場啓一先生をはじめ、筆者らを囑託研究員として受け入れていただいた大阪商業大学共同参画研究所に厚く御礼申し上げる。

注

- 1) 官民データ活用推進基本法（2016年（平成28年）法律第103号）第1条参照。同法はインターネット等を通じて流通する大量の情報を活用することにより、安心・安全な社会と快適な生活環境の実現をめざすために制定された旨、明記されている。
- 2) オープンデータ基本方針（2017年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定、2019年6月7日改正）
- 3) 総務省、「令和5年版情報通信白書」8・9頁参照。企業へ顧客の基本情報等のパーソナルデータの活用状況について尋ねた質問についての回答が「すでに積極的に活用している」20.2%、「ある程度活用している」32.6%であった。
- 4) 個人情報の保護に関する法律第69条第1項参照。
- 5) 個人情報の保護に関する法律第69条第2項参照。
- 6) 地方税法第22条参照。地方税に関する調査や徴収等に従事していた者が秘密を洩らした場合に二年以下の懲役又は百万円以下の罰金が科されることが定められている。
- 7) 地方自治法第1条の2第1項参照。「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域

における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」

- 8) 相対的貧困率とは、国や地域における水準と比較した際、大多数よりも貧しい状態である人の割合を指しており、所得でみると、世帯の所得がその国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を貧困線とし、それに満たない状態にある人のことを指している。
- 9) 厚生労働省、「2022年国民生活基礎調査の概況」14頁、2024年1月18日最終アクセス、<<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/14.pdf>> 参照。
- 10) 厚生労働省「2021年度（令和3年度）全国ひとり親世帯等調査」36頁、2024年1月18日最終アクセス、<<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12862028/www.mhlw.go.jp/content/11920000/001027781.pdf>> によると、母子世帯の母親の平均年間就労収入は236万円、同じく父子世帯の父親は496万円である一方、国税庁長官官房企画課「2021年度（令和3年度）民間給与実態統計調査」8頁、2024年1月18日最終アクセス、<<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2021/pdf/000.pdf>> における給与所得者の1人あたりの平均給与収入は女性302万円、男性545万円である。
- 11) 【学校進学率について】
下表のとおり、ひとり親世帯は母子・父子世帯とも全世帯と比較して学校進学率が低くなっている。

表4 世帯別における学校進学率（単位：％）

	全世帯	母子世帯	父子世帯	備考
高等学校等	98.8	94.5	96.2	全世帯は2018年度、その他は2021年度
大学等	84.0	66.5	57.9	全世帯は2023年度、その他は2021年度

※高等学校等は高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科及び高等専門学校含む、大学等は短大又は専修学校・各種学校含む。

（出所）

文部科学省、2018年度（平成30年度）「学校基本調査調査結果の概要（初等中等教育機関、専修学校・各種学校）」19頁、2024年1月18日最終アクセス、<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2018/12/25/1407449_2.pdf> 参照。

文部科学省、2023年度（令和5年度）「学校基本調査の公表について」5頁、2024年1月18日最終アクセス、<https://www.mext.go.jp/content/20221221-mxt_chousa01-000024177_001.pdf> 参照。

厚生労働省、2021年度（令和3年度）「全国ひとり親世帯等調査結果報告」82・83頁、2024年1月18日最終アクセス、<https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1dc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9ff012a5/20230725_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_6TseCaln_05.pdf> 参照。

【体験格差（習い事やクラブ活動への参加率等）について】

公益財団法人チャンス・フォー・チルドレン、「子どもの「体験格差」実態調査 最終報告書」19頁、2024年1月18日最終アクセス、<https://cfc.or.jp/wp-content/uploads/2023/07/cfc_taiken_report2307.pdf> 参照。同法人が2022年10月、小学生の子どもがいる全国の保護者2,097人にインターネットで調査を実施したところ、年収300万円未満の世帯と600万円以上の世帯で2.6倍の差があった。

- 12) 住所を紐づけ条件から除外した理由は、児童扶養手当申請時のデータと市民税課税データ上の最新の住所が異なる場合が多く、紐づけが困難であったため住所による紐づけは行わなかった。
- 13) 豊中市、こどもすこやか育みプラン・とよなか（2022年度（令和4年度）事業実施報告書）分割版「12 豊中市の子育て環境の現状」92頁参照。2024年2月1日最終アクセス、<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/jourei_keikaku/kosodachi_shienplan/hokoku/R5jigyouchouhoukou.files/R5kosodatekankyo.pdf>
- 14) 豊中市、『豊中市の推計人口の推移（2020年（令和2年）10月以降）』参照。2024年2月1日最終アクセス、<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/toukei_joho/jinkou_toukei/toyonakasuikei.html>
- 15) 『生活保護手帳2023年度版』中央法規、160頁～164頁および厚生労働省社会・援護局長、「生活保護法に

税データからみるひとり親の所得向上

- よる保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について」(2015年4月14日付社援発0414第9号)参照。年間における生活保護費について、生活扶助：233万3400円、住宅扶助：66万円、冬季加算：2万1200円、期末一時扶助：2万3790円の合計が303万8390円となるもの。
- 16) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画。「第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画 ことばすこやか育みプランとよなか」173頁～176頁参照。2024年1月29日最終アクセス、<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/jourei_keikaku/kosodachi_shienplan/hagukumi_plan2.html>
 - 17) 豊中市にある母子父子福祉センターという施設の指定管理者として選定され、長年にわたりひとり親支援にかかわる業務を市と連携を図りながら行っている。2024年3月4日に建替後の新施設に移転して事業を継続して行っていくが、同施設には社会福祉協議会や保護司会も入居予定であり、同施設内で多様な関係機関や地域住民との繋がりをもった上での包括的支援をめざしている。
 - 18) ハローワークから給付される給付金の支給割合によって異なるが、受講料の利用者負担が4割となるように支給額が決定される。
 - 19) 6か月以上の養成機関で修業する場合に3年間にわたり、月額最大10万円、修了時に最大5万円支給される。
 - 20) 豊中市内を管轄しているのはハローワーク池田であるが、生活困窮者に対して大阪労働局と一体的に就労支援を実施することを目的にして、庁内常設のハローワーク窓口が2014年度から開始された。これは府内で2番目に早い開設であり、現在も就労支援の中核的役割を担っている。
 - 21) 養育費の請求権者が保証会社に一定額の保証料を支払うことで、養育費の支払義務者が支払を怠った場合に、保証会社が請求権者に対し立替払いを行い、支払義務者に対し立替払い分を請求するもの。
 - 22) 「養育費保証促進補助金」は上限5万円、「公正証書等作成促進補助金」は上限3万円、「弁護士費用補助金」は上限15万円が支給される。
 - 23) 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、「養育費の履行確保等に関する取組事例集(2023年3月29日付)」参照。2024年1月29日最終アクセス、<https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0a870592-1814-4b21-bf56-16f06080c594/c2e8e1f9/20230401_policies_hitori-oya_21.pdf>。全国における先進事例として紹介されている。
 - 24) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(特別児童扶養手当を受給、又は同等の障害の程度のある児童は20歳未満まで)に該当する場合に支給される。
 - 25) 年間収入金額－必要経費(給与所得控除額等)＋養育費－8万円―諸控除
 - 26) 最高裁判所ホームページ「養育費算定表」173頁～176頁参照。2024年5月11日最終アクセス<<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file5/youiku-1.pdf>>
 - 27) 2022年度(令和4年度)民間給与実態統計調査結果「第17表 給与階級別の諸控除」女 その1総括表より、給与階級200万円以下の合計金額÷合計人員を平均控除額とした。分析対象者2479人の平均合計所得金額が144万9000円であったため給与階級200万円以下の数字を引用し、その9割以上が女性であったため女性の統計表を参照した。
 - 28) 2007年度に実施された所得税の税率変更に伴い、所得税と個人市民税では人的控除額が異なることにより、変更後の税率をそのまま適用すると、所得税と個人市民税を合わせた税額が税率変更前より増加する場合があるため、人的控除額の差額の合計額に応じて、所得割額から一定の金額を差し引くことで税額が増えないよう調整するもの。
 - 29) 合計所得金額－繰越損失－所得控除＋課税退職所得金額＋課税山林所得金額
 - 30) 「各年度における一人あたりの年間平均人件費×細事業(予算費目の単位)における従事した職員数(決算)」で細事業単位での人件費を算出し、細事業の中にある各事業の決算時における物件費(細事業の中に

複数の事業がある場合、どの事業に関連した支出か判別が難しいものは算出から除外)で按分したものを各事業における人件費とし、過去5年間分を年度ごとに算出し合計したものである。例外として公正証書等作成費用補助金は、豊中市における事業開始が2020年度であったため、2020～2022年度の3年分で算出している。

- 31) 給与所得金額1円以上の年が2年以上とは、分析にあたり古い年度から新しい年度にかけて給与所得金額の増減率を比較したためである。2021年給与所得金額/2017年給与所得金額=5年かけての増減率を全員出せるのが理想であるが、人によっては2020年～2022年の2年間の増減率しか出せない場合もある。しかし、単年度しか給与が発生していない人は増減率をそもそも算出することができず、また5年通じて給与が0円の人も増減率算出の対象にはそぐわないので除外した。
- 32) 最新の年は原則2021年となるが、2021年の給与所得金額が0の場合は2020年の給与所得金額を取得している。最古の年は2017年となるが、2017年の給与所得金額が0の場合は2018年の給与所得金額を取得している。

参考文献

- 周燕飛、マッケンジー・コリン、馬欣欣、大石亜希子、阿部彩（2012年）「シングルマザーの就業と経済的自立」『労働政策研究報告書サマリー』No.140
- 中囿桐代（2023）「シングルマザーの労働実態とキャリア支援の課題」『日本労働研究雑誌』春号
- 岩田美香（2009）「階層差から見た父子家庭の実態」『家計経済研究 2009 WINTER』、No.81、43頁～51頁
- 上村昌代（2010）「母子世帯の現状と問題点」『京都女子大学大学院現代社会研究科紀要』第04号
- 中囿桐代（2016）「『女性活躍社会』の下での母子家庭の母の労働と生活—強制される就労と貧困—」『日本労働社会学会年報』第27号、80頁～103頁
- 湯澤直美（2020）「日本のひとり親家庭支援政策」『大原社会問題研究所雑誌 2020（12月）（746）』
- 神原文子（2010）『子づれシングル—ひとり親家庭の自立と社会的支援—』明石書店
- 赤石千衣子（2014）『ひとり親家庭』岩波書店